

## 大東市と株式会社ノースオブジェクトとの包括連携協定書

大東市（以下「甲」という。）と株式会社ノースオブジェクト（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、子育てファミリーの活躍の場の創出や地域の活性化に資する取組みを推進し、地域の未来創生に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

（1）子育てファミリーの多様な応援に関すること

（2）地域の魅力向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲及び乙が合意の上、決定する。

3 連携事項の詳細な内容や手段等については、必要に応じて別途定めるものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及びしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の情報ならびに個人情報、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えい、その他の活動に利用してはならない。

2 前項の規定は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、同様とする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協議）

第7条 本協定に定めのない事項、または本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月28日

甲 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

大東市長

東坂浩一



乙 大阪府大東市北条三丁目8番1号

株式会社ノースオブジェクト

代表取締役

南大助

